

## 分割協議書がある場合の必要書類

必要書類に✓する等、ご活用ください

		書類	入手先
いずれか1通	<input type="checkbox"/>	亡くなられた方の戸籍（除籍）謄本（原本） ※亡くなられた方の出生から死亡まで連続してわかるものが必要となります。	本籍地の市区町村役場
	<input type="checkbox"/>	法定相続情報一覧図 ※原本の返却はできません。	法務局
◎	<input type="checkbox"/>	相続人の方全員の戸籍謄本（原本）*1 ※亡くなられた方との関係がわかる戸籍謄本等が必要となります。	本籍地の市区町村役場
◎	<input type="checkbox"/>	遺産分割協議書（原本） ※遺産分割協議書作成時の印鑑証明書（原本）の添付が必要となります。	
◎	<input type="checkbox"/>	当J Aのお取引を相続される方全員の印鑑証明書（原本）*2 ※発行日より6ヵ月以内のもの	現住所の市区町村役場
	<input type="checkbox"/>	委任状*3 ※遺産分割協議書で相続権限者（相続人代表者）が選任されていない場合で、弁護士等の第三者が他の相続人の方のお手続きを代理する場合は必要となります。	
◎	<input type="checkbox"/>	相続手続依頼書（当J A指定様式） ※当J Aのお取引を相続される方全員のご署名・ご捺印（実印）が必要*2となります。	当J A窓口
◎	<input type="checkbox"/>	当J Aのお取引を相続される方全員の実印*2	
◎	<input type="checkbox"/>	亡くなられた方の通帳・証書・キャッシュカード・共済証書・出資証券等 ※紛失されている場合はお申し出ください。	

◎・・・必ずご準備いただく書類です

- \*1 亡くなられた方の戸籍謄本で確認できる場合は不要です。  
また、法定相続情報一覧図を提出される場合は、原則不要です。
- \*2 委任状または遺産分割協議書で手続きに関する委任関係がわかる場合は、相続権限者（相続人代表者）のご署名・ご捺印のみでも可能です。
- \*3 受任者の方の印鑑証明書等の書類も必要となります。

・原本提示が必要な書類については、書類を確認後、写しを取って返却いたします。  
ただし、お取引内容により、原本を返却できない書類がございます。

・手続きに関する必要書類は、亡くなられた方や相続人の方の状況により異なる場合があります。